

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ講演会を実施し、いじめ認知の意識向上のため啓発を行った。	引き続きいじめ講演会にて啓発を実施している。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	2か月に1回、いじめ対策会議を実施し、いじめアンケートの評価やいじめ事案の対応について方針検討を行った。	引き続き定期的に開催。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全教職員に向け、9月にいじめ講演会を実施した。	引き続き定期的に開催。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続き、継続的な周知を行う。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続き、継続的な周知を行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続き継続して周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案を認知（疑い含む）した場合には、その対応や経過について会議やteamsで情報共有した。	引き続き日常的な情報共有を行う。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	現在、R6年度の取組に基づき検証を行っている状況である。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケートを年に4回実施し（うち2回は高専生活アンケートと同時実施）、主管会議やいじめ対策会議等で共有した。	引き続き、計画どおりに実施する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ専門家（スクールカウンセラー兼務）をアドバイザーとして招聘し、知り得た情報についても共有している。	引き続きいじめ専門家を構成員とし、学生相談室等と情報共有を行う。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月にいじめ防止に関するチラシを配布し、担任から啓発を実施している。	引き続き学生への啓発活動を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめ防止に関するチラシに、いじめに当てはまる事例について掲載している。	引き続き学生への啓発活動を実施する。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	防止プログラムについて方法を模索中であり、現時点は具体的な未達成。	学生会役員によるMSリーダーズ活動において、いじめ防止を目指した挨拶運動を実施した。	令和7年4月実施済み
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続き継続して周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	R6のいじめ事案では、被害・加害の双方の保護者、本人に対して面談を実施し、解決に向けた学校としての方針を伝えた。	引き続き継続して実施する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	参与会で、学校のいじめ防止等基本計画の内容を説明し、連携・協力体制を築いている。	引き続き外部有識者による「参与会」との連携・協力体制を築いていく。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	必要時は、会議等での決定を受けて外部の関係機関と連携する体制を整えている。	引き続き警察等との外部関係機関との連携体制を築いていく。	